

土岐市人権施策推進指針 素案

市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

土岐市

はじめに

市長メッセージ

目次

第1章 指針策定の背景、基本的な考え方.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 第一次指針策定後の社会情勢の変化、国の動向等.....	1
3. 市民意識調査.....	2
4. 基本理念.....	3
5. 第二次指針の位置づけ.....	4
6. 推進期間.....	5
第2章 人権施策の推進.....	6
I 基本的施策.....	6
1. 人権教育・人権啓発の推進.....	6
2. 相談・支援体制の充実.....	8
II 分野別施策.....	10
1. 働く人の人権.....	10
2. 感染症患者等の人権.....	11
3. インターネットによる人権侵害.....	12
4. 子どもの人権.....	14
5. 障がい者の人権.....	15
6. 高齢者の人権.....	17
7. 女性の人権.....	18
8. 災害に起因する人権.....	19
9. 犯罪被害者等の人権.....	21
10. 性的少数者の人権.....	22
11. 外国人の人権.....	23
12. 刑を終えて出所した人の人権.....	24
13. 同和問題.....	25
14. その他の人権.....	27
第3章 指針の推進.....	29
1. 推進体制.....	29
2. 進行管理.....	29
資料.....	30
1. 第二次指針策定の経緯.....	30
2. 土岐市人権施策推進指針策定委員会 委員名簿.....	30
3. 土岐市人権施策推進指針策定委員会設置要綱.....	31
4. 相談機関.....	32

1. 策定の趣旨

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条では、「地方公共団体は、基本理念の通り、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。

本市では、この法律に基づき、平成23年に「土岐市人権施策推進指針」（以下「第一次指針」といいます。）を策定し、人権教育・人権啓発活動及び各分野における人権課題に向けた取り組みを進めてきました。これまでの取り組みや人権尊重の基本的な考えを引き継ぎながら、社会情勢の変化や国及び県等の動向を踏まえ、新たな人権施策推進の指針となる「第二次土岐市人権施策推進指針」（以下「第二次指針」といいます。）を策定するものです。

2. 第一次指針策定後の社会情勢の変化、国の動向等

平成23年3月に発生した東日本大震災では、長期間の避難生活で、避難時における人権について、多くの問題が生じることとなりました。また、東日本大震災に起因した原子力発電所の事故により、風評被害や差別的な言動がみられるなどの人権侵害が起こっています。

その他にも、日常生活の中での女性に対する暴力や学校でのいじめ、高齢者の虐待、長時間労働や職場のハラスメント^{※1}など報道等で目にすることも多く、人権にかかわる問題が社会的な問題となっています。また、スマートフォンの普及により、インターネットやSNS^{※2}等での誹謗中傷や差別的な書き込みなどの人権侵害がみられるようになってきました。その一方で、パートナーシップ証明書を発行するなど性的少数者^{※3}を受け入れる体制づくりやヘイトスピーチ^{※4}の解消に向けた条例を制定する動きもあり、人権擁護に向けた地方公共団体独自の取り組みも進んでいます。

国においては、平成25年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が改正され、平成28年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど人権問題の解消に向けた取り組みが進められています。

※1 ハラスメント … 本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、困らせること。嫌がらせ。

※2 SNS … ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、Facebook や Line、Twitter などインターネット上で社会的なつながり・交流ができるサービス。

※3 性的少数者 … 性的指向の異なる人（同性愛や両性愛など）や「からだの性」と「こころの性」が一致しない人など。レズビアン（女性の同性愛者）・ゲイ（男性の同性愛者）・バイセクシュアル（両性愛者）・トランスジェンダー（からだの性とこころの性が一致しない人）の頭文字をとってLGBTとも表現される。

※4 ヘイトスピーチ … 人種や出身国、民族など自ら主体的に変えることが困難な事柄を理由にした侮辱や攻撃、脅迫などの言動。

3. 市民意識調査

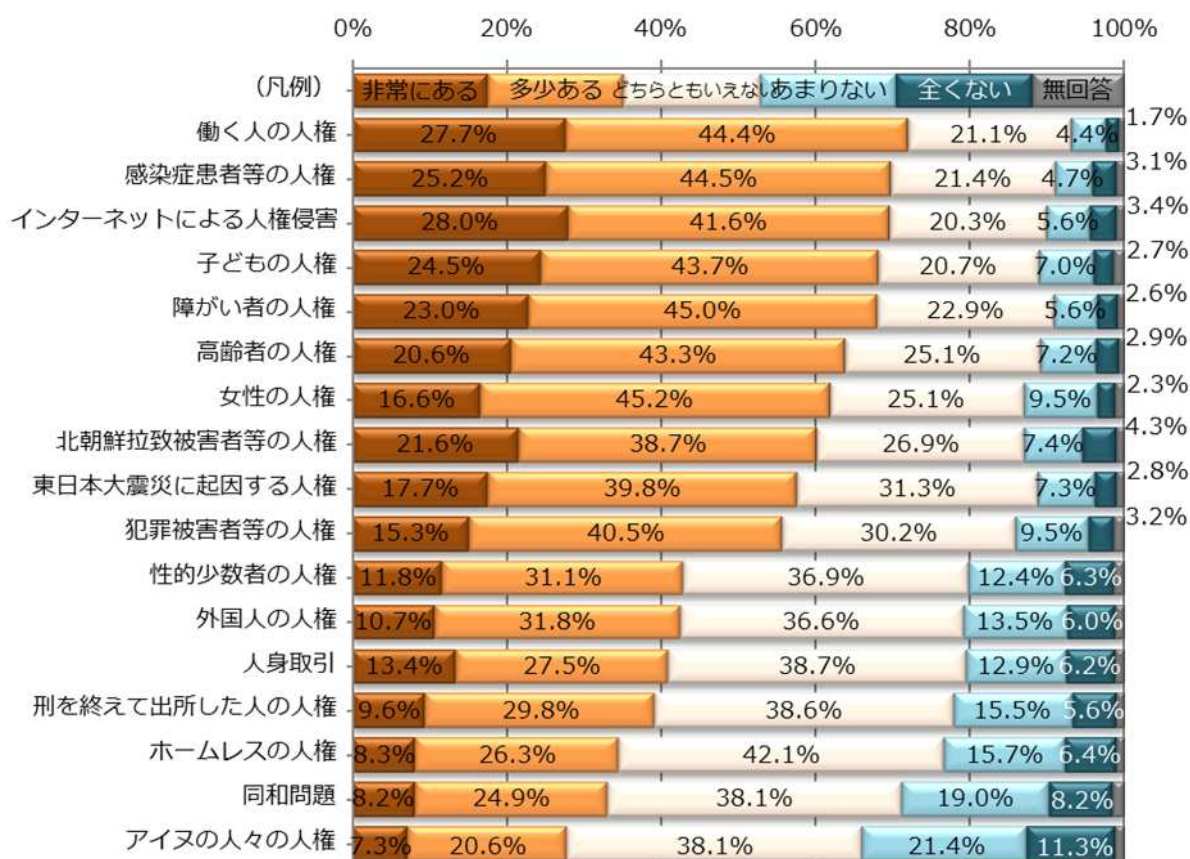
第二次指針の策定にあたり、人権施策の参考とするため、人権に関する市民意識調査を実施しました。

調査内容	人権に関する関心度合い、各人権分野における問題点等
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の市民2,000人
実施方法	郵送により調査票を配布し、返信用封筒により回答
実施期間	令和2年6月8日～26日
回収数(回収率)	931件(46.6%)

※市民意識調査の結果については、一部の図において選択肢の表現を省略等しています。

(1) 人権問題の関心度合い

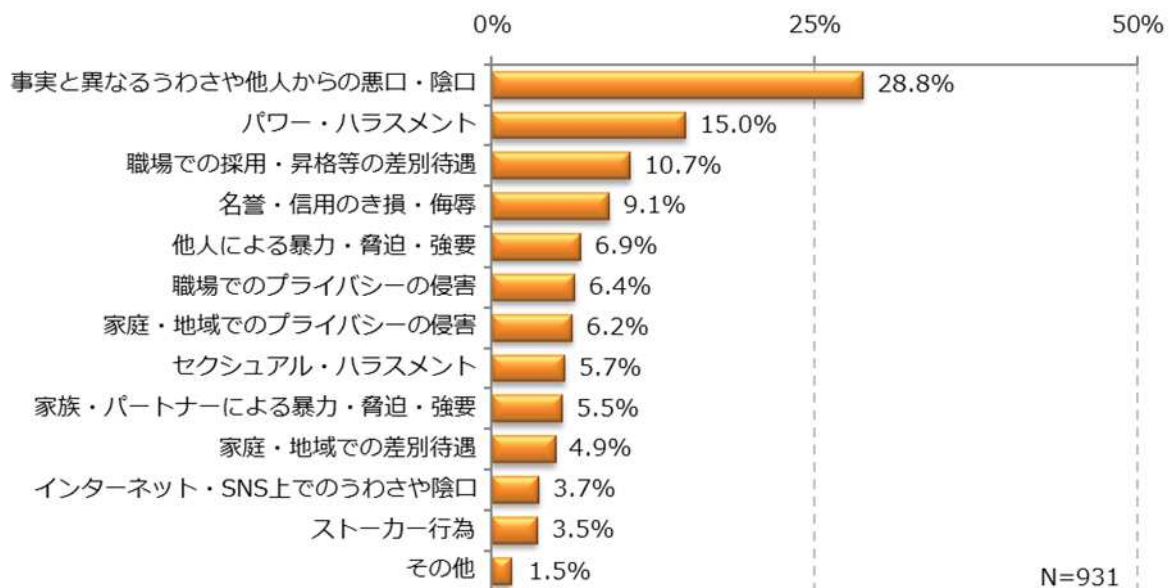
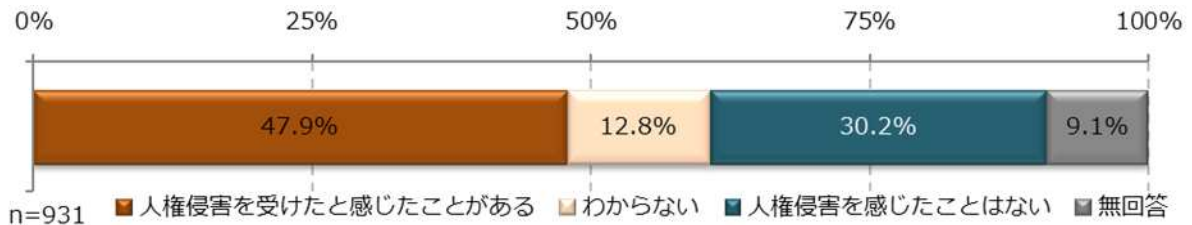
人権に関する関心度合いが最も高い項目は「働く人の人権」となっており、「感染症患者等の人権」、「インターネットによる人権侵害」と続いています。調査日時点で流行していた新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前回(平成27年)、前々回(平成21年)に行った調査と比較すると「感染症患者等の人権」の割合が大きく増加しています。



(2) 人権侵害を受けた経験

人権侵害を受けたと感じたことがあるか、受けたと感じたことがある場合はその内容について

て伺ったところ、「人権侵害を感じたことはない」が最も多くなっています。何らかの人権侵害を受けたと感じたことがあるとの回答は47.9%となっており、その内容は、「事実と異なるうわさや他人からの悪口・陰口」が最も多く、「パワー・ハラスメント」と続いています。20歳代では「インターネット・SNS上でのうわさや陰口」の割合が他の年代よりも大幅に高くなっています。



4. 基本理念

これまでの第一次指針では、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」を基本理念として、以下の4つの基本的な方向性に沿って人権尊重の施策を推進してきました。

① 人権意識の醸成

私たち一人ひとりが人権問題に関心を持ち、人権に関する基本的な知識や考え方を身に付け、日常の暮らしの中に人権尊重の意識が定着していくよう、人権意識の醸成を図ります。

② 一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

私たち一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個人の自由が保障された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる差別や偏見のない地域社会づくりを目指します。

③ 多様な価値観や個性を尊重する共生社会の実現

一人ひとりの個性や違いを尊重し、多様な文化や歴史、生活習慣などを認め合い、様々な

人と、ともに生活し、ともに支え合える地域社会の実現を目指します。

④ 市民協働による、ともに育むまちづくり

人権意識に優れたまちづくりを推進するため、私たち一人ひとりをはじめとして、地域社会、学校、事業者、市民活動団体、行政などが協働して、様々な人権課題の解決に向けての積極的な取り組みを行うとともに、相乗的効果が発揮できるような市民協働型社会を構築して、人間としての尊厳の保持と基本的人権が尊重されるまちの実現を目指します。

この基本的な方向性はあらゆる分野における人権施策の推進にあたり必要なものであり、社会情勢の変化等によって変わるものではありません。また、この基本的な方向性や基本理念に基づき、新たな人権課題に対しても取り組んでいく必要があります。

以上のことを踏まえ、第二次指針においても、

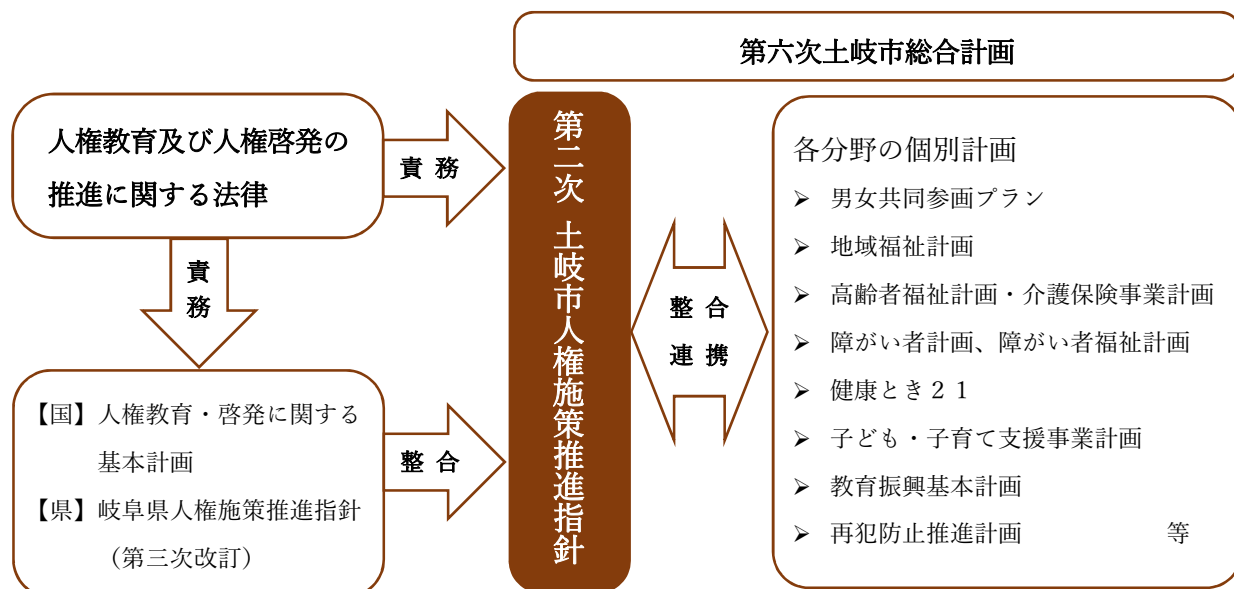
「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」

を基本理念とし、第二次指針においても上記の4つの基本的な方向性に沿って人権尊重のための施策を推進します。

人権施策の推進にあたっては、人権教育・人権啓発、相談・支援体制の整備といった基本的かつ全般的な施策とそれぞれの分野別の施策について取り組みを進めます。

5. 第二次指針の位置づけ

第二次指針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき策定するものであり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」との整合を図り、第六次土岐市総合計画及び各分野の個別計画との整合及び連携をとりながら人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。また、各分野の個別計画で推進する施策内容については個別計画で推進することとし、第二次指針では掲載しません。



6. 推進期間

指針の推進期間は、第一次指針と同様に 10 年間とし、令和 3 年度を初年度として、令和 12 年度までとします。また、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢・国や県の動向等に応じて弾力的に見直すものとします。

I 基本的施策

1. 人権教育・人権啓発の推進

① 現状と課題

人権教育については、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付けられるよう、地域の実情等を踏まえながら、学校教育、社会教育などを通じて各種の取り組みを行っています。しかし、依然として私たちの身のまわりでは様々な人権課題が生じています。

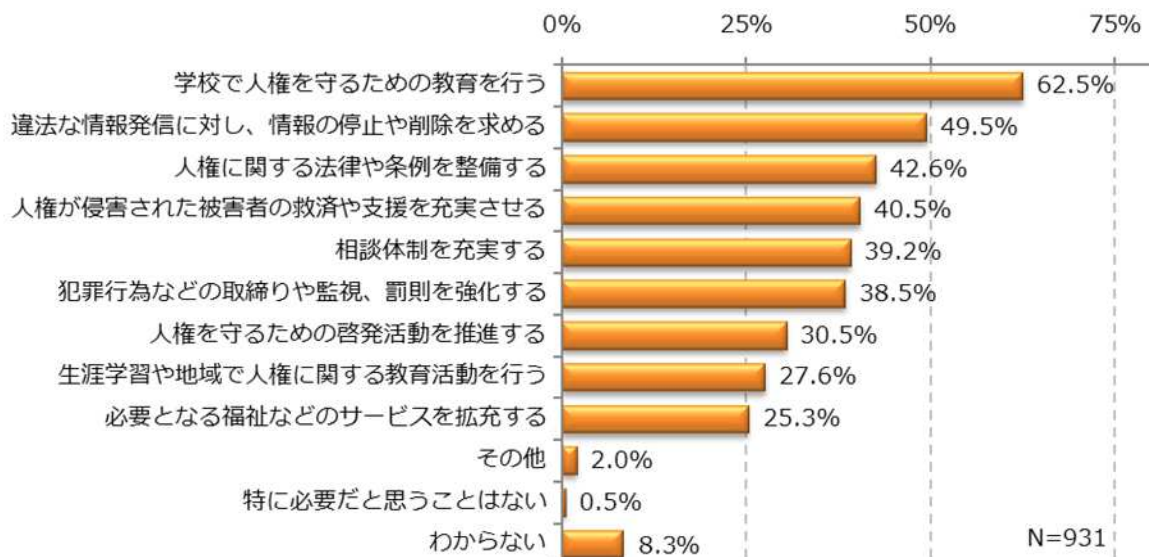
人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され、自己実現が図られていくことが必要です。そのために、学校教育や社会教育の場を通じて、学校・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築し、社会での規範意識の向上が図られるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めていく必要があります

人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修、情報提供、広報活動などで、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識できるよう、啓発の内容や実施方法については、理解と共感が得られるものであることが必要であり、人権啓発に関しては、市の広報紙のみならず、様々な媒体を通じた幅広い周知・啓発に多面的に取り組んでいく必要があります。

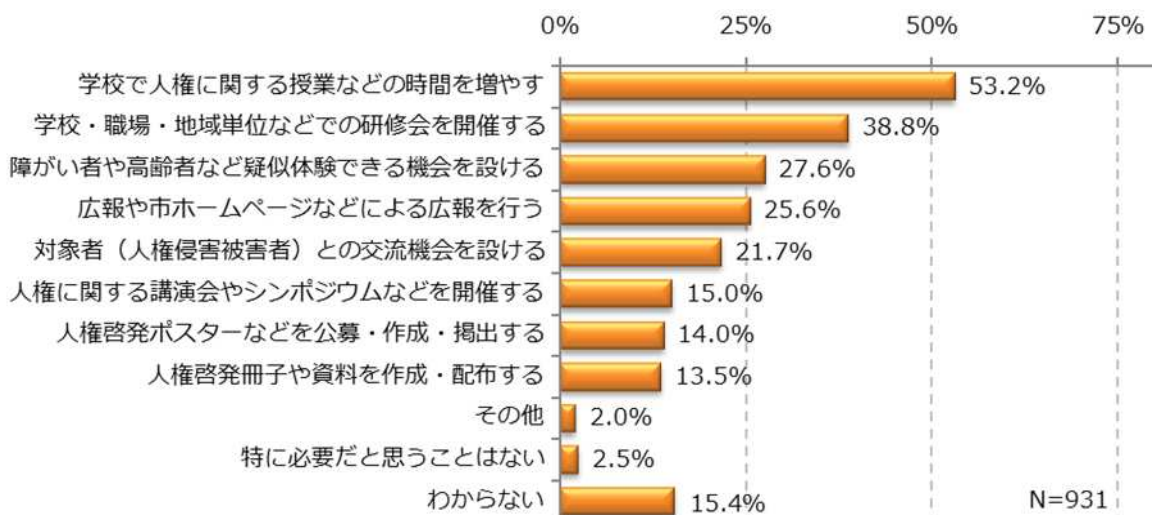
人権教育・人権啓発を進めるにあたっては、市職員や教職員など人権にかかわりの深い職業の従事者が、自らの人権意識を高め、職務に従事することが肝要となります。本市では、人権に配慮した職場づくりを進めるとともに、計画的な職員研修を実施し、人権意識の高揚に努めてきました。今後も、人権に配慮した市民サービスの提供に努めるとともに、議会関係や保健・医療関係など人権にかかわりのある職場のほか、あらゆる職場においても、より高い人権意識を持って、職務に従事できるよう働きかけをしていく必要があります。

② 市民意識

人権を守るために必要なことは「学校で人権を守るための教育を行う」で、学校での人権教育が最も必要との回答でした。次いで「インターネット上での違法な情報発信に対し情報の停止や削除を求める」が続いています。



人権教育・人権啓発に必要なことは、「学校で人権に関する授業などの時間を増やす」が最も多く、次いで「学校・職場・地域単位などでの研修会を開催する」となっており、学校教育や社会教育における授業や研修会が求められています。



③ 施策の方向

施策	内容
学校における人権教育の推進	すべての教育活動を通じて人権尊重の意識を高める教育を推進します。また、教職員が人権の視点に立った教育を提供できるよう教職員の人材育成に努めます。
社会・家庭における人権教育の推進	公民館などの社会教育施設や職場など、様々な場を通じて人権に関する学習機会の提供に努めます。また、家庭においても人権教育ができるよう機会の提供に努めます。
各種情報媒体を活用した啓発の推進	広報やホームページ、図書資料など多様な情報媒体を活用し、人権を尊重する市民意識の高揚を図ります。

講演会・講座等による啓発の推進	市民が参加しやすいテーマで、人権に関する講演会や講座等を行うことで、人権について考えるきっかけづくりに取り組みます。
人権意識を持った職員の育成	それぞれの職場において人権意識をもって職務に従事できるよう職員研修や学習機会の充実を図ります。
事業者への啓発の推進	人権尊重の視点を取り入れた職場づくりを推進するため、各企業・職場への啓発や情報提供に取り組みます。

2. 相談・支援体制の充実

① 現状と課題

現在も不当な差別、虐待、暴力、名誉き損などの人権侵犯事件が後を絶たず、その内容も多岐にわたるなど深刻な状況にあります。こうした状況において、人権が侵害されたり、そのおそれがある人に対し、相談を受ける中で当事者が主体的に解決するための助言を行うなど、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実を図る必要があります。

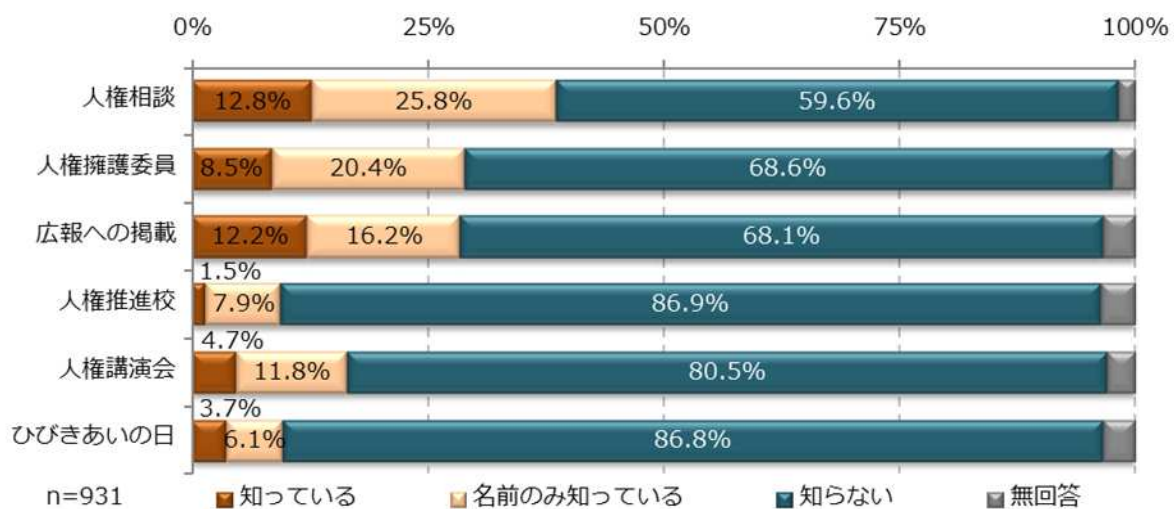
様々な人権問題に対応するためには、国・県及び関係機関・団体等との密接な連携を図りながら、問題解決に向けて迅速かつ的確に対応できる体制づくりが求められます。また、虐待など深刻な人権侵害が起こる前に対策ができるよう気軽に相談できる窓口や体制の整備及び周知に取り組むとともに、各種団体や地域、行政が連携・協力を図っていく必要があります。

② 市民意識

人権侵害を受けた場合の対応については、「家族に相談をする」が最も多い回答となっています。人権相談などを専門的に行う機関となる「法務局や人権擁護委員に相談する」については、回答数は多くありません。



人権問題に関する市の取り組みについての認知度は、いずれの項目も「知らない」の回答が半数以上となっており、今まで以上に周知などに努めていく必要があります。



③ 施策の方向

施策	内容
相談機関等の情報提供	市民が人権侵害を感じた際に迷わず、速やかに相談できるよう人権擁護委員など相談機関の周知や制度の案内など積極的な情報提供に努めます。
関係機関との連携強化	人権問題は多岐に渡ることから、個別の機関だけで解決することが困難であるため、国・県及び関係機関や団体等の連携の強化を図ります。
相談員や関係職員の資質の向上	人権に関する相談に迅速かつ的確に対応できるように、関係する職員が研修等に参加し、資質の向上を図ります。

II 分野別施策

※分野別施策については、市民意識調査の人権問題の関心度合い（p2 参照）の高い分野から記載しています。

1. 働く人の人権

① 現状と課題

厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、近年では年間総労働時間は減少傾向にあるものの、依然として長時間労働を強いられている職場もあり、ワーク・ライフ・バランス^{※5}が確保できていない人も多くあります。また、経済情勢の変化等により、契約社員や派遣社員、パートタイム雇用など非正規形態の労働者が増えています。こうした不安定な雇用形態が増えることで社会的な格差が生じることなどが懸念されます。その他にも、職場における上司から部下へのパワー・ハラスメントのほか、異性に対するセクシュアル・ハラスメント、妊娠及び出産を理由としたマタニティ・ハラスメントなど職場においては様々なハラスメントが問題となっています。

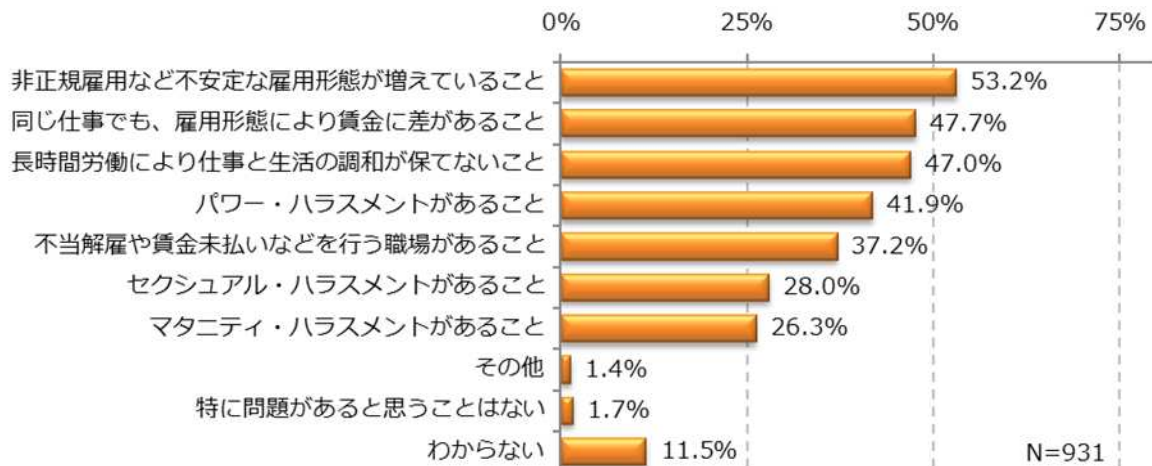
国においては、「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」により、性別を理由とした差別の禁止やハラスメント防止などの取り組みが進められています。平成 27 年には「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律」が施行され、同一労働同一賃金に向けた国の責務や取り組みが明記されました。

こうした問題に対し、働き方改革として国においても取り組みが進められていますが、すべての職場においても一人ひとりが人権を尊重できる環境を整備していくことが求められています。

② 市民意識

働く人の人権については「非正規雇用など不安定な雇用形態が増えていること」が最も問題であるとの回答となっており、「同じ職場でも、雇用形態により賃金に差があること」が続いています。また、パワー・ハラスメントをはじめ、ハラスメントがあることも問題と考えられています。

^{※5} ワーク・ライフ・バランス … 仕事と生活の調和。やりがいを感じながら働き、家庭や地域でも充実した生活を両立させるという考え方。



③ 施策の方向

施策	内容
職場における人権啓発	正規雇用・非正規雇用や性別、年齢等を理由とした職場における差別的な処遇をなくすよう人権尊重の啓発を図ります。
職場におけるハラスメントの防止	職場におけるハラスメント等の人権侵害を防止するための啓発を推進します。

2. 感染症患者等の人権

① 現状と課題

HIV^{*6}やハンセン病^{*7}、新型コロナウイルスなどの感染症や病気に対する正しい知識や理解の不足、誤解などにより、これらの感染症等にかかった患者や回復者が日常生活や職場、医療現場などで差別やプライバシーの侵害を受ける問題が発生しています。

HIV 感染症は感染経路が限られ、日常的な接触では感染しませんが、いまだに偏見や差別意識は存在しています。また、ハンセン病については、国で行われた隔離政策を原因とし、患者等に対し、不当な差別や偏見が行われてきました。平成 21 年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、患者及び元患者、その家族の支援や差別の撤廃等に向けた各種施策が実施されています。

新たな問題として、令和 2 年 2 月以降、日本国内で感染が拡大している新型コロナウイルス

^{*6} HIV … エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるヒト免疫不全ウイルス。HIV 感染者とはウイルスの感染は確認されているが、エイズの指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない人。

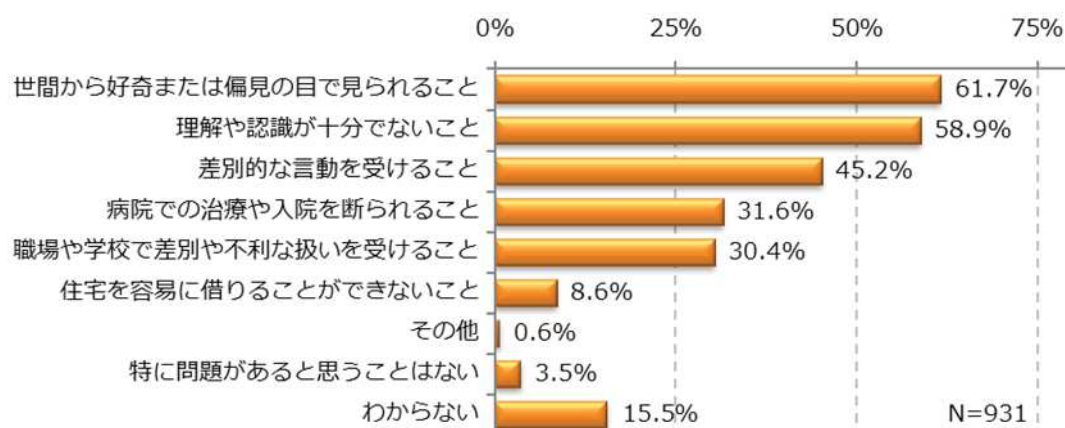
^{*7} ハンセン病 … ノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」という細菌による感染症で、感染力は弱く、感染しても発病することはまれであり、治療法も確立され、発病しても適切な治療により後遺症もなく治癒することが可能。

ス感染症に関する感染者や医療従事者、その家族などへの不当な差別や誹謗中傷といった問題が発生しています。

こうした感染症を含め、病気やウイルス等の患者や感染者、医療従事者及びその家族などが偏見や差別の対象とならないよう、正しい知識の普及と理解を深めることが求められます。

② 市民意識

感染症患者等の人権については「感染症患者であるということだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」が最も問題であると考えられています。また、「感染症患者等についての理解や認識が十分でないこと」も高い割合となっています。



③ 施策の方向

施策	内容
感染症等に関する啓発	誤った知識による偏見や差別をなくすため、正しい知識の普及啓発を推進します。
感染症等の相談支援体制の充実	感染症や病気などを抱える人が安心して生活できるよう保健所等との関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。

3. インターネットによる人権侵害

① 現状と課題

パソコンやスマートフォンなどによるインターネットの利用は急速に広まっており、SNSや動画共有サイト^{※8}などの利用者也急増しています。インターネットは大きな利便性をもたらす一方で、他人への誹謗中傷、差別を助長する情報の掲載、個人のプライバシーに関する

※8 動画共有サイト … Youtube や GoogleVideo などユーザー同士で動画を共有するインターネットサイト。

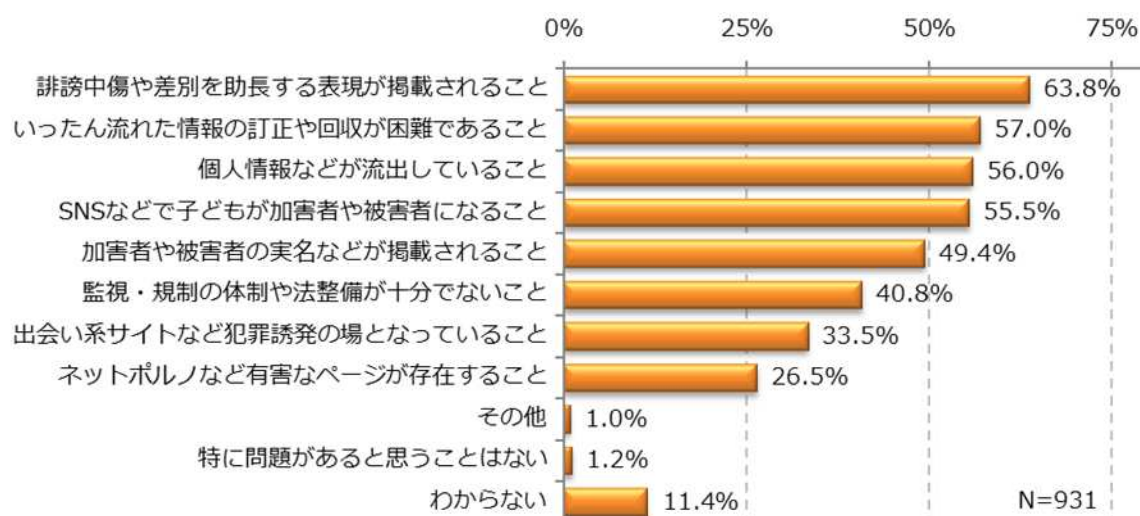
情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる行為も増えています。また、学校においても情報教育が進められ、家庭においてもインターネット等の利用の低年齢化が進んでいます。それに伴い、ネットいじめやコミュニティサイトに起因する児童買春、児童ポルノの被害などの問題も生じています。

国において、平成 14 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ^{※9}責任制限法）」が施行、平成 21 年にはフィルタリング^{※10}の提供などを義務付けた「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行、平成 26 年には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ^{※11}防止法）」が施行されるなど対策が進められていますが、依然としてインターネットを利用した人権侵害は多くみられます。

インターネットによる人権侵害を防ぐためには、利用者一人ひとりが情報モラル^{※12}を守り、人権意識を高めるとともに、インターネットの利点と問題点を正しく理解し、利用する必要があります。

② 市民意識

インターネットによる人権侵害については、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報が掲載されること」が最も問題があると考えられています。この設問では、多くの項目で高い割合となっており、市民の関心の高さが伺えます。



※9 プロバイダ … インターネットに接続するためのサービスを提供している事業者。

※10 フィルタリング … 主に未成年者が不適切なウェブサイトやコンテンツを閲覧しないように、URL 情報や分類情報をもとに特定のウェブサイトへの接続を制限する機能。

※11 リベンジポルノ … 別れた交際相手や配偶者が、相手から拒否されたことなどの仕返しに、無断で相手の裸の写真や動画など私的な性的画像をインターネットなどで公開する行為。

※12 情報モラル … 人が情報を扱う上で求められる道徳。インターネット等を通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し、責任ある行動ができるようになるために身に付けるべき基本的な態度や考え方。

③ 施策の方向

施 策	内 容
インターネットによる人権侵害防止の啓発	インターネットによる人権侵害について、理解を深め、防止するための周知・啓発に努めます。
情報モラルの向上	インターネットの利用について、正しい知識を身に付けられるよう啓発を推進します。
学校における ICT 教育 ※13	児童生徒及びその保護者に対し、インターネット上のルールやマナーなど情報モラル教育を行います。

4. 子どもの人権

① 現状と課題

近年の少子化や核家族化の進行、ひとり親世帯の増加、地域と子育て世帯とのつながりの希薄化、インターネットやスマートフォンの普及などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした背景下で、児童虐待、いじめ、貧困、出会い系サイト等の有害情報の氾濫など子どもの人権問題は深刻な社会問題となっています。

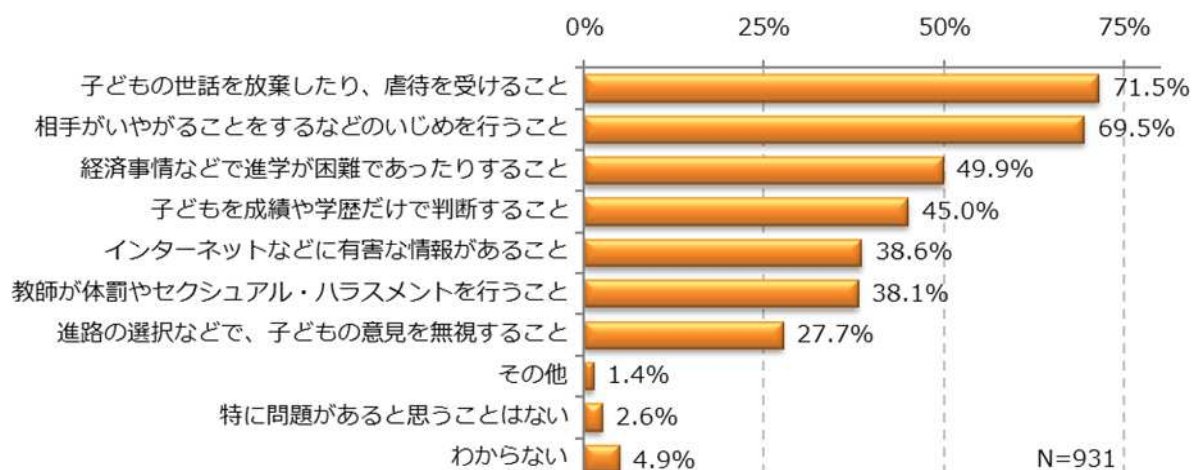
国においては、平成 28 年及び令和元年に「児童福祉法」、平成 29 年及び令和元年に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、児童虐待防止のための対策の強化など子どもの人権を保護するための取り組みが進められています。また、平成 25 年に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、本市においても「土岐市いじめ防止基本方針」を策定し、取り組みを進めています。

子育てに悩みを抱える保護者に対し、多様な支援を提供できるよう関係機関が連携して取り組みを進めるとともに、子どものころから相手を思いやる気持ちを育む人権教育にも取り組んでいく必要があります。また、将来を担う子どもの健全な育成を目指し、家庭・学校・地域がともに協力して子どもの人権を守るための取り組みをしていくことが求められています。

② 市民意識

子どもの人権について、問題があると思うことは「家族が子どもの世話を放棄したり家族から虐待を受けること」が最も多く、次いで、「相手が嫌がることをしたり、させたりするなどのいじめを行うこと」となっており、対策が必要であると考えられます。

※13 ICT 教育 … ICT は、Information and Communication Technology の頭文字で、情報通信技術やそれに関連する産業や設備の総称。ICT 教育は、パソコンやタブレットなどのデジタル機器を用い、インターネットなどの情報通信技術を活用してコミュニケーションをとっていく教育方法。



③ 施策の方向

施策	内容
子どもに関する人権の啓発	大人と同様に子どもも一人の個人として、権利を持ち、尊重される存在であることを市民全体が意識できるよう啓発を行います。
児童虐待の防止	児童虐待防止のため、市民への啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。
学校におけるいじめや体罰などの対応の強化	学校におけるいじめや体罰などを防止するため、関係機関と連携し、対策を徹底します。
子どもに関する相談支援体制の充実	子育て世帯が孤立しないよう地域の見守りや支援制度の充実に努めるとともに、児童生徒の悩みの解決に向けた相談体制の充実に努めます。

5. 障がい者の人権

① 現状と課題

本市では、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がともに支え合いながらやさしさが織りなすまちづくりを目指した「土岐市障がい者計画」及び「土岐市障がい福祉計画」に基づき、障がい者の支援やサービスの提供などの施策を進めています。しかし、障がいのある人の社会参加には制限がまだまだ多くあるほか、障がい者を狙った預金などの搾取や不要な契約の勧誘などの被害も生じています。また、平成28年に実施した障がいのある方へのアンケート調査結果において、偏見や差別を受けたことがあるとの回答がみられるなど、障がい者に対する差別や偏見は依然として残っています。

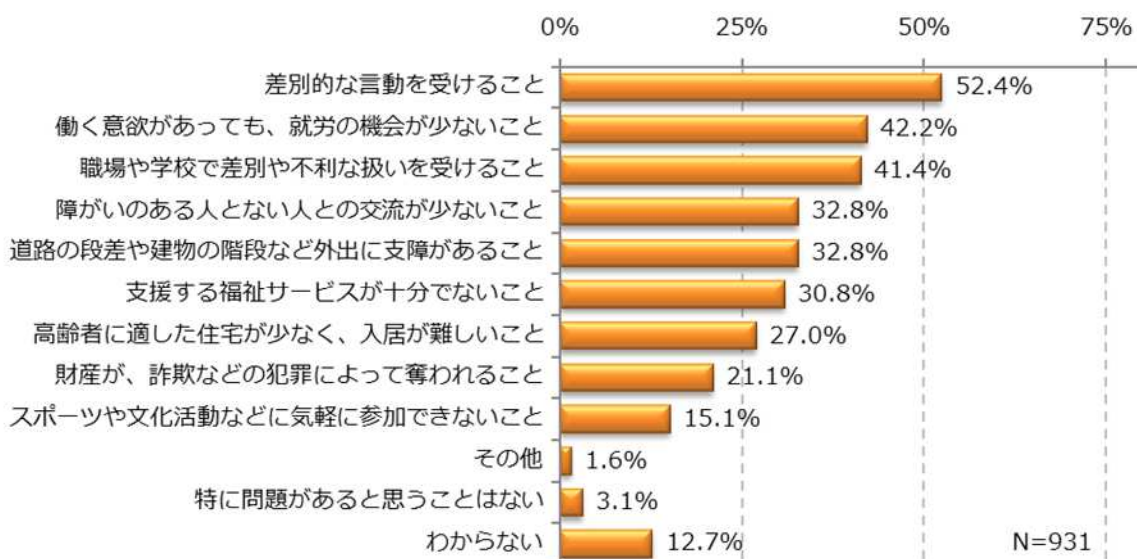
国においては、平成24年に「障害者虐待防止法」が施行、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がい者の虐待の防止や差別の解消に向

けた取り組みが進められています。

障がいのある人やその家族、介助者などが住みなれた地域で人権侵害を受けることなく安心して暮らせるよう、理解を深める取り組みや社会参加の促進に係る取り組みを進めていく必要があります。

② 市民意識

障がい者の人権について、最も問題があると思うことは「差別的な言動を受けること」となっています。また、「働く意欲があっても、就労の機会が少ないこと」、「職場や学校で差別や不利な扱いを受けること」も高い割合となっており、障がい者に対する差別が問題であると考えられています。



③ 施策の方向

施策	内容
障がい者に関する人権の啓発	障がいを理由とした差別の解消や理解の促進に向け、啓発活動を推進します。また、地域や学校などで障がいのある人との交流の機会を設けるなど、障がいに対する理解の促進を図ります。
障がい者の社会参加の促進	障がいのある人が社会参加できるよう職業訓練や企業における雇用の促進を図ります。また、障がいの有無に関係なく、スポーツや文化活動に参加できるような体制づくりに努めます。
障がい者虐待の防止	障がい者への虐待について、関係機関と連携し、予防、早期発見及び早期対応に努めます。
障がい者の相談体制の充実	障がい者やその家族などが地域生活で不安や心配ごとを解消できるよう相談支援体制の充実に努めます。

6. 高齢者の人権

① 現状と課題

日本の高齢化率^{※14}は、令和2年9月時点で28.7%となっており、10年前の平成22年と比較すると5.7ポイントの増となっています。本市における高齢化率は、令和2年4月1日現在で31.8%、平成22年では26.2%であり、この10年間で5.6ポイントの増となっています。今後も高齢化は進展していくものと見込まれています。

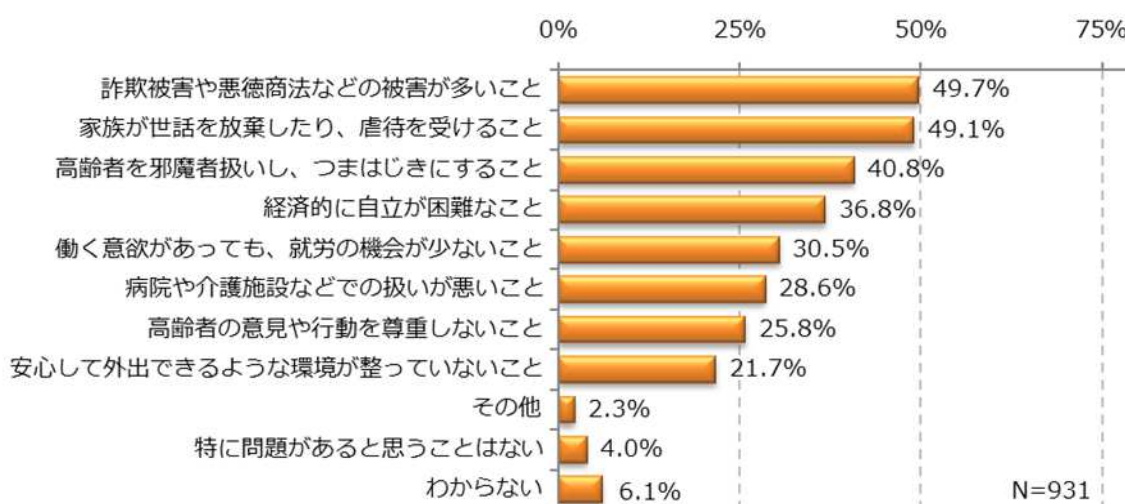
高齢者数の増により、身体機能の低下に伴う高齢者の孤立化、悪質商法や振り込め詐欺等の被害の増加、高齢者に対する虐待などの問題も増加していくことが懸念されています。

国においては、平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、事業者等への虐待防止措置や虐待を発見した場合の通報義務など高齢者の人権侵害を防止するための取り組みが進められています。

高齢者が健やかで充実した生活が営めるよう、フレイル^{※15}予防の取り組みを推進するほか、高齢になっても個人が尊重される社会の実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

② 市民意識

高齢者の人権について問題があると思うことは、「振り込め詐欺などの詐欺被害や悪徳商法などの被害が多いこと」が最も多く、「家族が高齢者の世話を放棄したり、家族から虐待を受けること」も高い割合となっており、被害の防止や虐待の防止などの取り組みが求められています。



※14 高齢化率 … 人口に占める65歳以上人口の割合。

※15 フレイル … 加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）の低下がみられる状態。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能。

③ 施策の方向

施 策	内 容
高齢者に関する人権の啓発	高齢者の人権を尊重し、高齢者への感謝や尊敬の気持ちを持てるよう思いやりの心を育めるような教育・啓発を推進します。
高齢者の社会参加の促進	高齢者が生きがいをもって暮らせるよう地域活動や趣味の活動等への参画を促進します。また、高齢者の生きがいづくりのため、ボランティアなどに参加できる体制づくりを進めます。
高齢者虐待の防止	高齢者への虐待防止のため、地域の見守り体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。また、早期発見・早期対応できるよう周知・啓発に努めます。
高齢者の相談体制の充実	地域包括支援センター※16などを窓口として活用し、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実に努めます。

7. 女性の人権

① 現状と課題

性別にかかわらず、一人ひとりが互いの人権を尊重し、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、国において、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、各種施策が進められています。また、昨今の少子高齢化の中、女性の力をこれまで以上に活用していくため、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。本市においても平成16年に「土岐市男女共同参画プラン」を策定し、計画に沿った取り組みを進めています。

しかし、議員、企業役員、地域自治会等の役員など社会の中では男性が多数を占めていることが多く、令和元年に実施した市民意識調査においても、職場や家庭生活、地域活動においては女性よりも男性が優遇されているとの回答がみられます。

また、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、様々な取り組みが進められていますが、依然としてDV※17や性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなど、女性に対する人権侵害の問題はいまだに解消されていません。

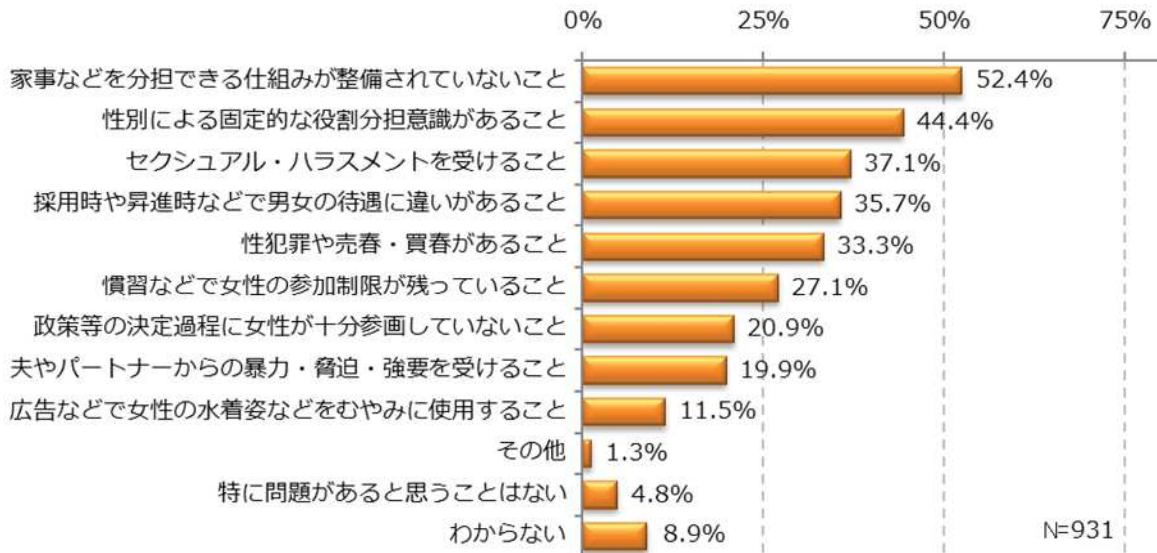
女性に対する人権侵害の根絶、被害者の相談支援体制の充実など、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを今後も引き続き行っていく必要があります。

※16 地域包括支援センター … 市内に4ヶ所（北部・中部・東部・西部）あり、地域における高齢者の、①総合相談支援、②権利擁護、③介護予防マネジメント、④包括的・継続的マネジメントを担う機関。

※17 DV … ドメスティックバイオレンスの略。配偶者やパートナーなど親密な関係にあるまたはあった者からの暴力。

② 市民意識

女性の人権について、問題があると思うことは「家事・育児や介護などを男女が協働して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が最も多く、次いで「『男は仕事、女は家事・育児』など、性別による固定的な役割分担意識があること」となっており、性別による差別をなくす取り組みが求められています。



③ 施策の方向

施策	内容
性別を理由とした差別等の解消	性別による不平等や性別を理由とする差別の撤廃に向け、人権尊重を基本とした意識の啓発に努めます。
男女共同参画によるまちづくりの推進	職場や学校などで固定的な性別役割分担意識によることなく、一人ひとりが活躍できる社会に向けた男女共同参画によるまちづくりを推進します。
女性に対する暴力等の防止	DV など女性に対する暴力をなくすための啓発活動を進め、関係機関と連携して相談支援体制の充実に努めます。

8. 災害に起因する人権

① 現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震や津波の被害により多くの尊い命が失われました。震災に起因した福島第一原子力発電所の事故もあり、現在も生まれ育った土地で暮らすことができない方が多数あります。また、被災者に対する誹謗中傷やいじめ、

風評被害といった人権問題もいまだに続いています。

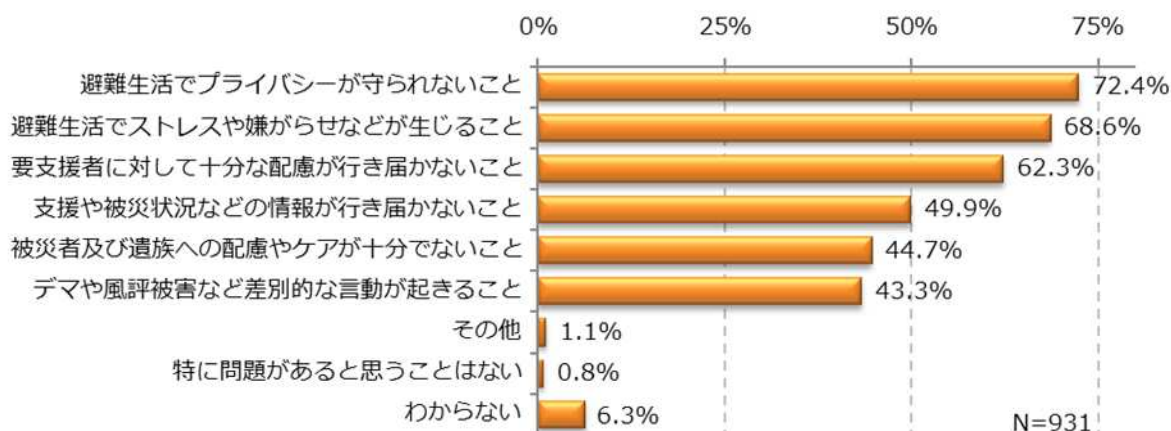
東日本大震災以降も、熊本地震（平成 28 年）や北海道胆振東部地震（平成 30 年）等の地震災害、平成 30 年の西日本豪雨や令和 2 年の 7 月豪雨といった水害、台風など避難生活を余儀なくされる災害も多く発生しています。

避難所での生活はプライバシーの確保が困難であり、障がい者・高齢者・女性・子どもなど弱者への配慮が必要となるほか、長期化することによるストレスや嫌がらせなどの問題が生じることもあります。

災害に対しては、平常時から物理的な対策を進めるほか、発生時には被災者の状況や必要な配慮ができるよう理解を促進する取り組みも求められています。また、非常時ほどインターネット等による不確かな情報に左右されず、正しく情報を理解できるよう啓発等をしていくことも必要となります。

② 市民意識

大規模災害等により被災し、避難生活となった場合に起きる人権問題については、「避難生活でプライバシーが守られないこと」、「避難生活でストレスや、それに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」が高い割合となっており、避難生活においても人権擁護の取り組みが必要であると考えられています。



③ 施策の方向

施策	内容
災害に起因する人権の啓発	避難時においても配慮を要する人の人権が守られるよう、理解と関心を高めるための啓発を推進します。また、東日本大震災被災者のいじめや差別の解消に向けた啓発を推進します。
災害時の情報提供	災害時にうわさや風評による人権侵害が起きないように正確な情報提供や広報等に努めます。
人権に配慮した避難所の運営	避難所の運営にあたっては、人権に配慮した運営ができるよう努めます。

9. 犯罪被害者等の人権

① 現状と課題

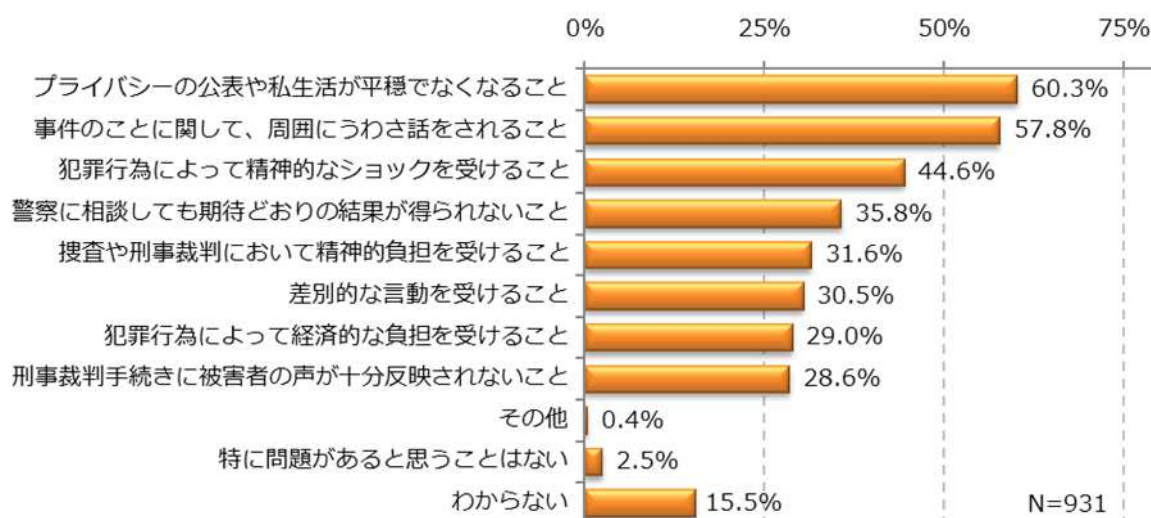
犯罪の被害者やその家族等は、生命・身体・財産などの直接的な被害だけではなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、捜査や裁判等に係る精神的・時間的負担、周囲の興味本位によるうわさ話や取材などによるプライバシーの侵害などの人権侵害を受けるといった問題があります。

国においては、平成 17 年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした対策が進められています。本市では令和元年に「土岐市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の支援を行っています。

犯罪被害者とその家族の支援を進めるとともに、この問題についての関心や理解を深めていくことが必要とされています。

② 市民意識

犯罪被害者とその家族の人権について、問題があると思うことは「報道によってプライバシーが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、「事件のことにに関して、周囲にうわさ話をされること」となっています。



③ 施策の方向

施策	内容
犯罪被害者等に関する人権の啓発	犯罪被害者等の人権被害などについて、市民の理解を深めるための啓発を推進します。
犯罪被害者等の支援	関係機関と連携し、犯罪被害者等への適切な対応及び支援に努めます。

10. 性的少数者の人権

① 現状と課題

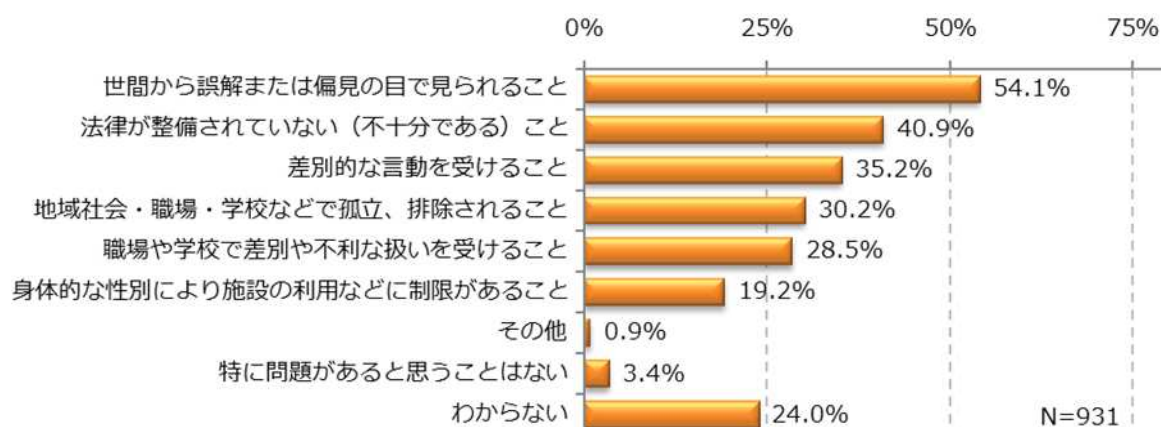
同性愛者や両性愛者といった性的指向の異なる人は、少数者であるがゆえに異常者とみられ、偏見や差別を受けることがあります。また、自分の性をどのように認識しているかを示す性自認（こころの性）が生物学的な性（からだの性）と一致しない人（トランスジェンダー）は、そのために違和感を覚えたり悩みを抱えたりするとともに、周囲からは偏見や差別の目で見られ、社会生活を送る上でも制約を受けるといった問題が生じています。

平成 27 年に東京都渋谷区及び世田谷区において、同性カップルを婚姻と同等の関係であると認め、証明書を発行する「パートナーシップ証明制度」が施行され、全国的な広がりを見せています。本市では、各種申請書類など公文書等の様式において、性別欄を記載することに抵抗のある方への配慮として、不要な性別欄の記載を削除するなどの取り組みを進めています。

近年、すべての人の性的指向及び性自認を表す SOGI^{※18}という言葉が用いられるようになり、多様な性のあり方がある中で、性のあり方にかかわらず、すべての人の人権が尊重されるよう、理解を深め、必要な配慮ができるような社会づくりが求められています。

② 市民意識

性的少数者の人権について、最も問題があると思うことは「社会的理解度が低いため、世間から誤解または偏見の目で見られること」となっています。また、「差別的な言動を受けること」、「地域社会・職場・学校などで孤立、排除されること」及び「職場や学校で差別や不利な扱いを受けること」といった回答もみられ、性的少数者に対する理解の促進が求められています。



※18 SOGI … Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字をとった言葉。「ソジ」または「ソギ」といい、LGBT などを含めたすべての人の性的指向と性自認を表します。

③ 施策の方向

施 策	内 容
性的少数者についての正しい知識の普及	多様な性のあり方を理解し、個性を尊重できるよう啓発活動を推進します。また、学校において、性的指向及び性自認についての児童生徒の正しい理解を促します。
性的少数者の生活しやすい環境の整備	性的少数者の方が自分らしく生きられるような制度の見直しや施策の推進、環境の整備を進めます。

11. 外国人の人権

① 現状と課題

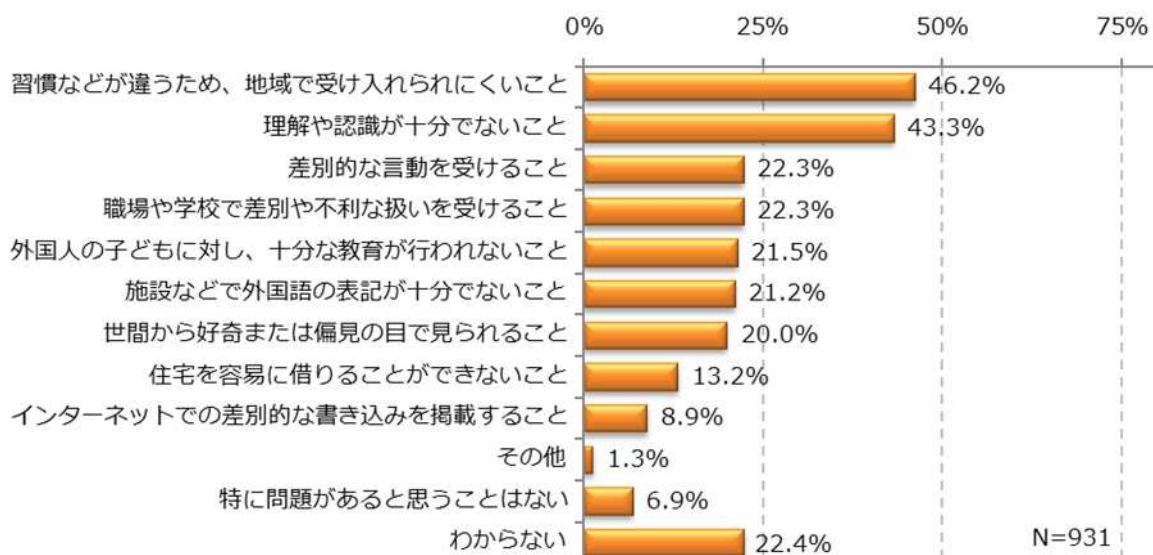
本市においても外国籍の住民は年々増加しており、令和3年1月時点では約1,900人の外国人が暮らしています。国の内訳としてはフィリピンが最も多く、ベトナム、朝鮮・韓国と続いています。

職場や学校、地域社会において外国人と接する機会が増える一方、言語や文化、慣習などの違いにより、近隣住民との摩擦や外国人に対する差別や偏見などの人権問題も生じています。また、全国的に特定の国籍や民族の人々を排斥しようとするヘイトスピーチが問題となっており、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。平成30年には外国人労働者の受け入れ拡大などを盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法」が改正され、今後ますます外国人が増加していくことが見込まれます。

日本語が十分理解できないことで、必要な行政サービスが受けられなかったり、教育が十分受けられなかったりするなどの問題も指摘されており、本市に住む外国人が地域の一員として、安心して生活できるようサービスの充実を図るなど多文化共生に取り組み、外国人の人権が尊重される社会づくりが求められています。

② 市民意識

外国人の人権について問題と思うことは、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が最も多く、次いで「外国人についての理解や認識が十分でないこと」となっており、外国人の理解を促進する取り組みが求められています。



③ 施策の方向

施策	内容
外国人に関する人権の啓発	文化や慣習が異なることを理解し、差別や偏見をなくすための啓発やヘイトスピーチなど不当な差別は許されないことの啓発を推進します。
多文化共生の推進	外国人が分かりやすい情報発信など多文化共生の施策の充実を図ります。また、支援員の配置などにより外国人児童生徒の教育環境の充実を図ります。

12. 刑を終えて出所した人の人権

① 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見や差別がみられます。就職の際の差別や住居の確保が困難であるなど、社会復帰を目指す人々にとって現実には厳しい状況にあります。また、被疑者^{※19}や被告人^{※20}など刑が確定していない人も犯人として扱われるなど人権侵害を受けることがあります。

国においては、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成29年には「再犯防止推進計画」が閣議決定され、就労や住居の確保等の施策が行われています。

※19 被疑者 … 警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっている者で、いまだ起訴されていない者。

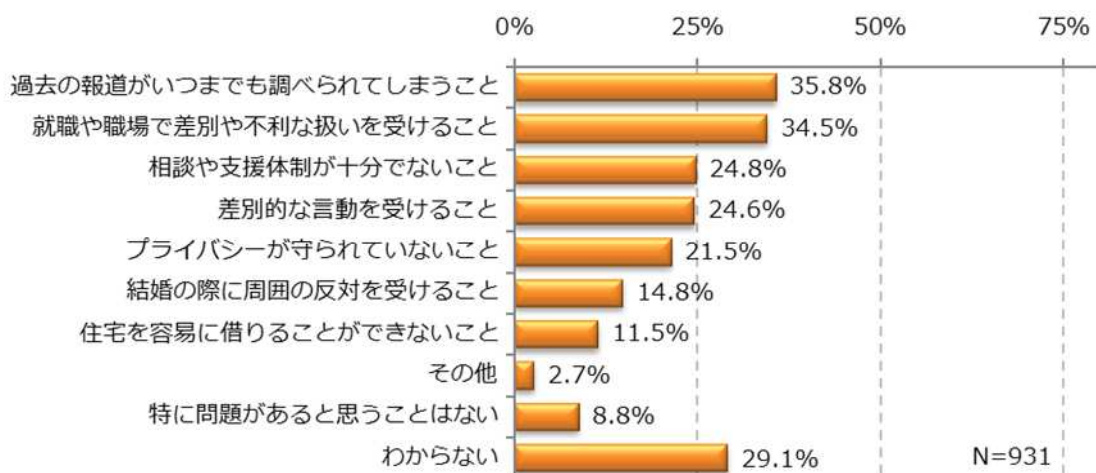
※20 被告人 … 捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者。被疑者及び被告人は、裁判において有罪を宣告されるまで犯罪者としては扱われない。

本市においても令和2年に「土岐市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、社会の構成員として受け入れることの市民理解の促進に取り組んでいます。

刑を終えて出所した人や被疑者、被告人が地域社会の一員として社会生活を送れるよう周囲の理解や支援が必要であり、その理解を深めるための啓発活動が求められています。

② 市民意識

刑を終えて出所した人の人権について、問題があると思うことは「過去のニュース報道などがいつまでもインターネットなどで調べられてしまうこと」、「就職や職場で差別や不利な扱いを受けること」が高い割合となっています。



③ 施策の方向

施策	内容
刑を終えて出所した人に関する人権の啓発	社会を明るくする運動をはじめ、保護司会等と連携・協力し、啓発活動を推進します。
刑を終えて出所した人の相談支援体制の充実	刑を終えて出所した人が、介護・福祉・保健・医療など必要なサービスについて、総合的に相談できる体制の充実を図ります。

13. 同和問題

① 現状と課題

同和問題は、歴史的過程で形づくられた身分制度に起因する日本固有の人権問題です。この問題の解決を図るため、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、生活環境の整備などが進められてきましたが、今なお、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地

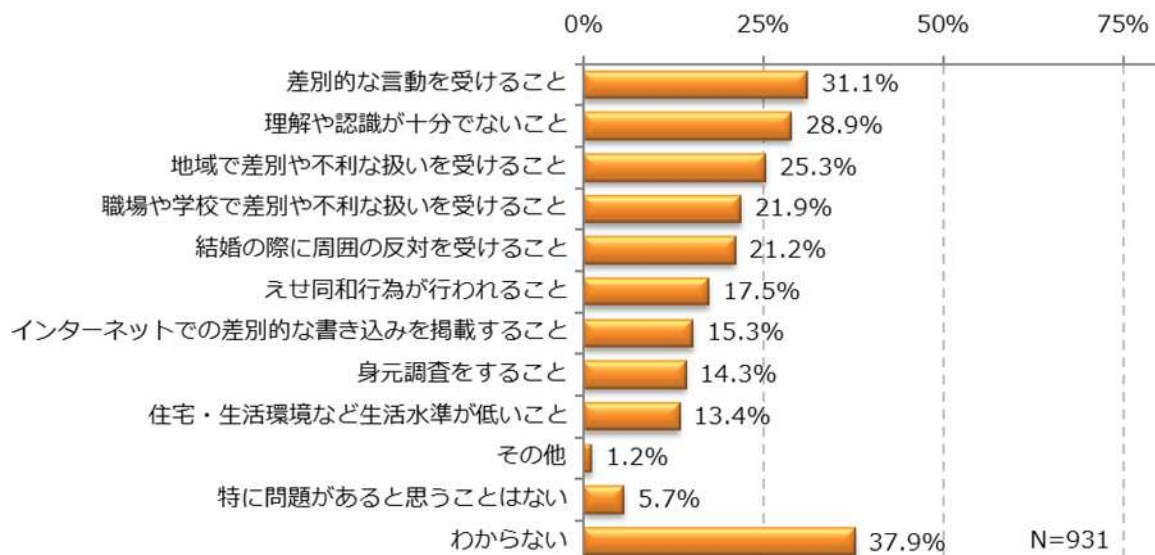
域の出身であることなどを理由に、結婚や就職などの際に差別や不利益を受けることがあります。また、近年ではインターネットを利用した匿名による差別的な書き込みや情報の拡散がみられています。

平成 28 年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みが進められています。

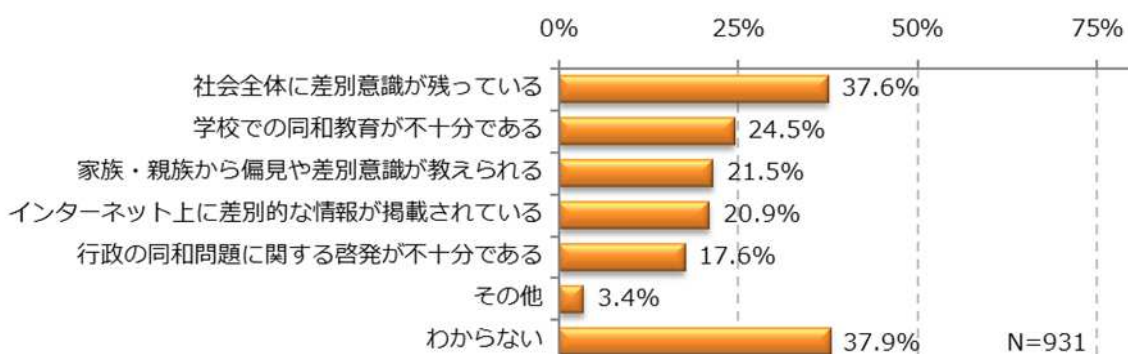
誤った情報により差別意識を持つことのないよう同和問題の解決に向けて、一人ひとりが正しい知識を持つことが必要であり、そのための人権教育や啓発がより一層求められています。

② 市民意識

同和問題について、最も問題があると思うことは「わからない」となっています。市民への正しい情報提供により、同和問題の理解促進が必要であると考えられます。次いで「差別的な言動を受けること」となっています。



また、現在も同和問題が存在している理由については、「わからない」が最も多く、次いで「社会全体に差別意識が残っている」となっており、社会全体に向けた啓発等が求められています。



③ 施策の方向

施策	内容
同和人権教育の推進	学校教育における学習の中で、同和問題にふれることで、差別や偏見をなくし、お互いを尊重し合う人権教育を進めます。
同和問題の啓発	同和問題を正しく理解するための講演会や研修会などの開催や広報紙等での啓発を推進します。
インターネット上での差別の対応	インターネット上での悪質な書き込みについて、モニタリングや削除要請等の取り組みを進めます。
えせ同和行為 ^{※21} の排除	えせ同和行為は問題の解決を阻害する要因ともなっており、正しい理解と適切な対応がなされるよう啓発・周知を推進します。

14. その他の人権

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権

北朝鮮当局による拉致問題は、重大な人権侵害であり、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。平成 18 年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、解決に向けた取り組みが進められています。

この問題についての関心と認識を深めるため、啓発や周知を行うなど取り組みを進めていく必要があります。

(2) 人身取引

性的搾取や強制労働を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。被害者の多くは、女性や子ども、外国人といった弱い立場にあります。国においては、内閣府や警察庁など関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。

関係機関と連携し、啓発活動を行うことで、人身取引による人権問題の関心と認識を高めていく必要があります。

(3) ホームレス^{※22}の人権

ホームレスは、失業や家庭問題など様々な要因により特定の住居を持たないことで、中には健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。ホームレスに対して嫌がらせや暴行など人権侵害の問題も生じており、令和 2 年には岐阜市において襲撃事件があるなど大きな社会問題となっています。国においては、平成 14 年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措

^{※21} えせ同和行為 … 同和問題はこわい問題であるという人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。

^{※22} ホームレス … 公園や河川、道路などの施設を起居の場所とし、日常生活を営んでいる者。

置法」が施行され、時限法ではあるものの、ホームレスの自立支援や国民の理解と協力を求める取り組みが進められています。

ホームレスの自立を図る取り組みを進める一方で、ホームレスに対する差別や偏見を解消するための啓発活動を進めていく必要があります。

(4) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道を中心とした先住民族で、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を持っていますが、江戸時代以降の同化政策^{※23}等により、今日ではその文化の保存や伝承が十分図られていない状況にあります。平成31年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を目指しています。令和2年にはウポポイ（国立アイヌ民族博物館等を含む「民族共生象徴空間」）が北海道白老町に整備され、アイヌ文化の復興・創造・発展の拠点となっています。

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足による偏見や差別をなくすため、正しい理解を促進するための啓発活動が求められています。

^{※23} 同化政策 … 先住民または国内少数民族の固有の言語、文化、生活様式などを圧殺して、自国民に同化させようとする政策。

1. 推進体制

人権施策推進指針を総合的・効果的に推進するために、庁内の関係部課の職員による「土岐市人権施策推進会議」を中心として、全庁的な取り組みを進めます。また、実施にあたっては、人権施策推進担当課を窓口にも、関係部局相互の緊密な連絡調整に努め、人権施策推進指針の趣旨・目的を十分踏まえ、関連施策を実施します。

あわせて、人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、関係団体との連携、地域や学校、市民活動団体、事業者などの理解を得ながら進めていくとともに、国（岐阜地方法務局多治見支局など）、県（人権施策推進課や岐阜県人権啓発センターなど）、周辺自治体、関係団体・機関などと緊密な連携と協力を図っていきます。

2. 進行管理

本指針の進行管理については、「土岐市人権施策推進会議」において、指針の進捗とその効果について定期的に評価を行うとともに、指針の進捗状況などを報告し、その意見を施策の推進に反映します。

また、進捗状況の適切な評価を行うため、人権に関する情報や資料の整備・充実を図るとともに、各種調査の実施など必要な調査、研究を進めます。さらに、市民の人権意識の向上のため、進捗状況等についてホームページ等で公表するとともに、広く市民の意見が反映できるよう努めます。

資料

1. 第二次指針策定の経緯

日付	内容
令和2年6月8日～26日	市民意識調査
令和2年12月8日	第1回土岐市人権施策推進指針策定委員会
令和3年1月19日	第2回土岐市人権施策推進指針策定委員会
令和3年2月	パブリックコメント
令和3年3月	第3回土岐市人権施策推進指針策定委員会
令和3年3月	第二次指針の策定

2. 土岐市人権施策推進指針策定委員会 委員名簿

区分	氏名	団体名等
見識を有する者	近藤 眞庸	岐阜大学
関係団体の代表者	香川 知明	岐阜県身体障害者福祉協会土岐支部
	加藤 泰幸	多治見人権擁護委員協議会
	小島 眞人	土岐市老人クラブ連合会
	出口 満知子	土岐保護区保護司会
	永井 義典	土岐市民生児童委員協議会
	本多 直也	土岐市小中学校校長会
	三輪 やよい	土岐市女性連絡協議会
	山田 明男	土岐市連合自治会
行政関係者	木下 高士	岐阜地方法務局 多治見支局

3. 土岐市人権施策推進指針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づく土岐市人権施策推進指針（以下「推進指針」という。）の策定に当たり、幅広い意見を反映させるため、土岐市人権施策推進指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 推進指針の策定に関すること
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 見識を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、推進指針の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が会議の議長を務める。ただし、第1回の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部まちづくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

4. 相談機関

機 関 名	連 絡 先*	分 野	相 談 日 時
みんなの人権 110 番	0570-003-110	全般	平日 8:30～17:15
多治見人権擁護委員協議会 (岐阜地方法務局多治見支局)	22-1002	全般	平日 9:00～16:00
日本司法支援センター (法テラス可見)	050-3383-0005	全般	平日 9:00～17:00
岐阜県人権啓発センター	058-272-8252	全般	平日 9:00～17:00
子どもの人権 110 番	0120-007-110	子ども	平日 8:30～17:15
24 時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310	子ども	平日 9:30～16:15
岐阜県東濃子ども相談センター	23-1111 (代)	子ども	平日 8:30～17:15
岐阜県子ども・家庭電話相談室 (なやみのちはれ)	0120-76-1152 058-213-8080	子ども	平日 8:45～21:00 土曜 8:45～17:00
東濃地区少年サポートセンター (多治見警察署生活安全課)	0120-783-802 22-7822	子ども	24 時間
東濃西部少年センター	0120-873-246	子ども	火～土 10:00～17:00
児童虐待通報	189	子ども	24 時間
土岐市教育相談適応指導教室	55-8555	子ども	平日 9:00～15:00
土岐市子育て支援課 家庭児童相談	54-1111 (184)	子ども、女性	平日 8:30～17:15
ストーカー相談 110 番 (岐阜県警察本部)	0120-794-310	女性	平日 9:00～16:00
女性の人権ホットライン	0570-070-810	女性	平日 8:30～17:15
岐阜県女性相談センター	058-213-2131	女性	平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
ぎふ性暴力被害者支援センター	058-215-8349 #8891	女性	24 時間
岐阜県障がい者差別解消支援セ ンター	058-215-9747	障がい者	平日 9:00～17:00
岐阜県在住外国人相談センター	058-263-8066	外国人	平日 9:30～16:30
外国人人権相談ダイヤル	0570-090-911	外国人	平日 9:00～17:00
被害者ホットライン (岐阜地方検察庁)	058-262-5138	犯罪被害者等	平日 8:30～17:15
ぎふ犯罪被害者支援センター	0120-968-783 058-268-8700	犯罪被害者	平日 10:00～16:00

※記載のない市外局番は「0572」です。